

令和5年12月4日

研究分担者（研究代表者が学内） 各位

研究推進課長

令和5(2023)年度科学研究費助成事業（補助金分）の繰越しについて（通知）

科学研究費補助金が交付されている研究課題（補助事業）のうち、交付決定時には予想し得なかったやむを得ない事由により年度内に完了することが困難となった研究課題（補助事業）については、文部科学大臣を通じて財務大臣の承認を得た上で、当該補助金の全部又は一部を翌年度に繰越し、研究課題を継続することができます。また、今年度も、繰越し事由発生時期に応じて3回に分けて受け付けます。

研究分担者の方で、繰越しを希望される場合は、お早めに研究代表者にご相談ください。（実際の繰越し手続きは研究代表者が行います。）

【問合せ先】

研究推進課 研究推進主担当

内線: 8482（医学部からは頭に6をつけてください）

Mail : kyokaken@mail.admin.saga-u.ac.jp

***** 参考情報 *****

- | | |
|---------|--|
| 第1回提出期限 | 令和5年12月18日（月）
（令和5年10月までに繰越し事由が発生した場合） |
| 第2回提出期限 | 令和6年1月15日（月）
（令和5年11月～12月に繰越し事由が発生した場合） |
| 第3回提出期限 | 令和5年2月5日（月）
（令和6年1月以降に繰越し事由が発生した場合） |

【参考 URL】

- ・別添1 「繰越し（翌償）制度の概要（研究者用）」
https://www.jsps.go.jp/file/storage/kaken_kurikoshi2023_g1222/betten1_kikan.pdf
- ・別添2 「繰越し（翌償）申請書作成に当たっての参考資料集」
https://www.jsps.go.jp/file/storage/kaken_kurikoshi2023_g1222/betten2.pdf
- ・日本学術振興会ホームページ
[繰越し制度 | 科学研究費助成事業（科研費） | 日本学術振興会 \(jsps.go.jp\)](https://www.jsps.go.jp/)